



## お知らせ

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 記者発表資料<br>配布日 | 平成23年11月9日                            |
| 資料提供          | 広島県政記者クラブ<br>合同庁舎記者クラブ<br>中国地方建設記者クラブ |

# 太田川の樹木伐採を希望する方を募集します！！

## ■■伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます■■

太田川河川事務所では、洪水の流下阻害や不法投棄を誘発する恐れのある樹木など、河川の管理上支障となる河川内の樹木を計画的に伐採・処分していますが、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、太田川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く取り組みを実施します。

- 1) 公募期間 平成23年11月14日（月）～12月16日（金）
- 2) 公募内容 伐採場所：広島市安佐南区八木地先  
樹種：主にヤナギ
- 3) 申込方法 応募用紙（別紙－1）を送付または持参  
公募内容、申込等の詳細は<別添－1>をご覧ください。
- 4) 申込み窓口 〒731-0221  
広島市安佐北区可部2丁目22-7  
太田川河川事務所 可部出張所  
TEL 082-812-2216  
FAX 082-814-6159

### <問い合わせ先>



太田川  
シンボルマーク

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

副所長(技) 佐藤 秀樹  
【担当】 管理第一課長 柏原 良彦  
082-222-9248 (直通)

# 公 募

太田川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成23年11月9日

中国地方整備局

太田川河川事務所長

## 1. 目 的

太田川の河川内にはヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、太田川河川事務所では計画的に河川内の樹木伐採を行っていますが、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川管理者が伐採予定の太田川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く試みを実施することとしました。

## 2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画300m<sup>2</sup>程度を予定しています。

なお、区画数については、応募状況を踏まえ、可能ならば増加の可能性もあります。

場所は別紙位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。※別紙、現場の位置図あり。

### 【広島市安佐北区狩留家地区】

場所：広島市安佐南区 八木地先

(高瀬堰より約1km上流の太田川右岸河川敷)

伐採面積：1区画300m<sup>2</sup>(20m×10m)程度の区画を計13区画程度。

現地に関する問い合わせ先：太田川河川事務所 可部出張所

〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

電話 (082)812-2216 FAX (082)814-6159

## 3. 伐採対象樹木

原則として区画内の樹木全てとします。

ただし、環境への配慮として存置する樹木がある場合は具体的に指示します。

#### 4. 現地状況

- ・樹木の状況：ヤナギを主とする樹林で、胸高直径 5cm～20cm 程度のものが多く、1 区画内に 10～15 本程度生えています。
- ・運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

#### 5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件に従って実施してください。

##### (1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

##### (2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害が発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとしします。

##### (3) 伐採時期

申し込み受付完了後、伐採区画等について通知いたしますので、平成 23 年 12 月 1 日（水）～平成 24 年 1 月 31 日（火）の期間内に実施して頂きます。

##### (4) 伐採実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

##### (5) その他

①事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、伐採資格者自ら適切な対応を行うこと。その対応後、速やかに可部出張所へ報告してください。

②河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。

③ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。

④伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。

⑤伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

## 6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、広島県内に住所を有する方に限ります。

## 7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

伐採資格者は先着順とし、募集区画数全ての申し込みがあった時点で応募を締め切らせていただきます。

## 8. 申し込み方法

別紙－1「応募用紙」に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募者には、簡単な別紙「アンケート」への協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

\*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

(1) 応募受付期間：平成23年11月14日（月）から平成23年12月16日（金）

ただし、募集区画の全てに申し込みがあった時点で応募をしめきらせていただきます。

なお、持参する場合は平日の10時00から17時00までとします。

(2) 応募受付場所：中国地方整備局 太田川河川事務所 可部出張所

〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

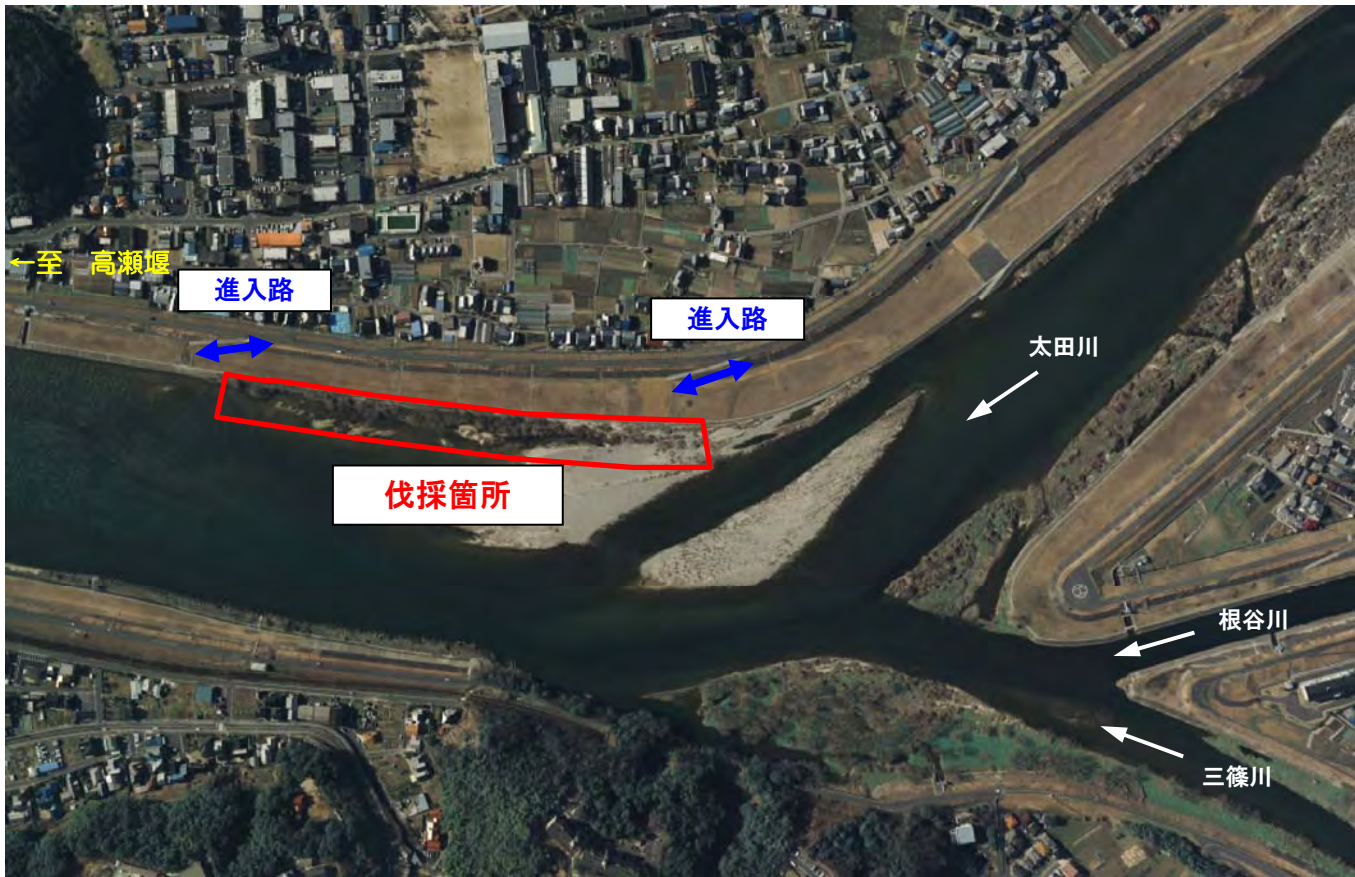
電話 (082)812-2216 FAX (082)814-6159

メールアドレス ootagawa@cgr.mlit.go.jp

## 9. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求め場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。
- ・ 伐採資格者の方が、伐採されなかった木があった場合は、国土交通省で伐採します。後日、ご希望の方に無料で配布する予定です。

広島市安佐南区 八木地先 A=約4,000m<sup>2</sup> (300m<sup>2</sup>×13区画)



伐採箇所樹木状況 (H23. 9撮影)



# 応 募 用 紙

平成 年 月 日

中国地方整備局  
太田川河川事務所長 殿

住 所

氏 名

代表者

平成23年11月9日付けで公募されました、太田川の河川敷地内における樹木伐採について応募します。

1. 伐採木の使用目的

2. 応募者の連絡先

電話番号

F A X

メールアドレス

3. 伐採作業をする期間

平成23年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 今後、公募伐開等に対する情報提供を

・希望する

・希望しない

※「希望する」を選択された方には封書等により連絡いたします。

※アンケート用紙と合わせて提出いただきますようご協力お願いします。

# 太田川の河道内樹木伐採者公募に関するアンケート

※選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は( )内へ具体的に記入して下さい。

|     |  |
|-----|--|
| 問1  | 公募についてどのように知りましたか？<br>①インターネット ②新聞記事 ③自治体広報 ④口コミ ⑤その他( )                 |
| 問2  | 応募締切を12月16日としていますが、公募を知ってから申し込むまでの期間は十分にありましたか？<br>①不足していた ②十分だった ③わからない |
| 問3  | 応募の動機は何ですか？<br>①材木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ③その他( )                     |
| 問4  | 伐木の利用目的は何ですか？<br>①薪 ②キノコ栽培 ③ガーデニング ④建材 ⑤その他( )                           |
| 問5  | 実際に伐採作業を行うのはどなたを予定していますか？<br>①自分、家族 ②業者に頼む ③その他( )                       |
| 問6  | 伐採作業はいつ行う予定ですか？<br>①日曜日、休日のみ ②平日のみ ③両方                                   |
| 問7  | 運搬手段は何を予定していますか？<br>①軽トラック ②4tトラック ③10t級トラック ④その他( )                     |
| 問8  | どのくらいの材木が欲しいですか？<br>①材木量として軽トラック( )台分くらい ②その他( )                         |
| 問9  | 希望する樹木の種類は何ですか？<br>①ヤナギ類 ②ウルシ類 ③竹類 ④なんでもよい ⑤その他( )                       |
| 問10 | 上記(問9)のように答えられた理由はなんですか？<br>( )  |
| 問11 | 対象樹木の大きさはどの程度が適当ですか？<br>幹の太さ ①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④( )cm程度             |
| 問12 | その他、ご意見等がございましたらなんでも自由にお書き下さい。   |

【記入者名 \_\_\_\_\_】

ご協力ありがとうございました。

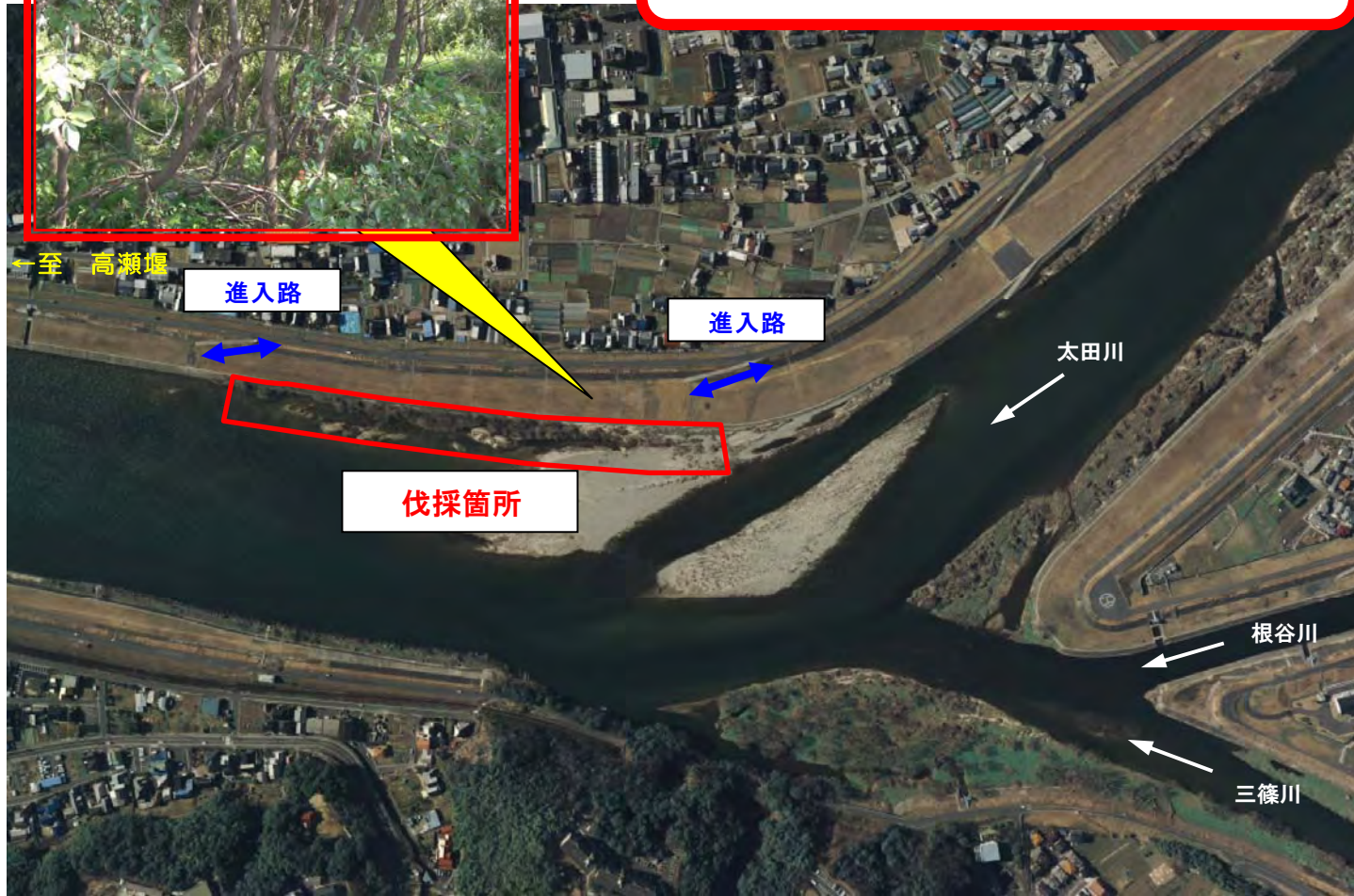
# 樹木伐採を希望する方募集中！

～伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます～

薪やキ/コの栽培、チップ、園芸等の材料などに使用してみませんか？



樹種は主にヤナギです。



## ■公募〆切 平成23年12月16日(金) 先着順

応募資格: 広島県内在住の方

応募方法: 裏面の応募用紙に必要事項を記入のうえ、問合せ窓口へ提出

## ■申込・問合せ窓口

〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

中国地方整備局太田川河川事務所 可部出張所

電話 (082)812-2216 FAX (082)814-6159

受付: 平日 10:00～17:00



国土交通省中国地方整備局  
太田川河川事務所